多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成２９年１０月１０日

剣淵町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成２６年法律第７８号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | | | 実施地域等 | | 実施期間 | 実施主体 |
| １号　事業 | ２号　事業 | ３号　事業 | ４号　事業 | 地域 | 重点区域との重複の有無 |
| ○ |  |  |  | 元町地区 | なし | 平成２６年度～　　　　　　平成３０年度 | 元町資源保全組合 |
| 屯田町地区 | 屯田町資源保全組合 |
| 旭町地区 | 旭町資源保全組合 |
| 西岡町地区 | 西岡町資源保全組合 |
| 西原町地区 | 西原町資源保全組合 |
| 東町地区 | 東町資源保全組合 |
| 藤本町地区 | 藤本町資源保全組合 |